

津山市スポーツ少年団種目別交流大会及び交歓大会交付金交付要綱

(目的及び趣旨)

第1条 津山市スポーツ少年団の活性化を図ることを目的として種目委員会が実施する、津山市スポーツ少年団種目別交流大会（以下「交流大会」という。）及び津山市スポーツ少年団種目別交歓大会（以下「交歓大会」という。）事業については、予算の範囲内で津山市スポーツ少年団種目別交流大会及び交歓大会交付金（以下「交付金」という。）を交付するものとし、交付に関してはこの要綱の定めるところによる。

(対象事業)

第2条 交付金の対象となる交流大会及び交歓大会に係る事業は、次のものとする。

- (1) ソフトボール交歓大会
- (2) サッカー交歓大会
- (3) ミニバスケットボール交流大会及び交歓大会
- (4) 剣道交流大会及び交歓大会
- (5) 少林寺拳法交流大会
- (6) リーダー交流大会
- (7) 軟式野球交歓大会
- (8) 上記の交流大会及び交歓大会に係る講習会、抽選会及び種目委員会会議等

(交付金額の決定等)

第3条 各種目委員会への交付金は、第6条による前年度の交付金報告書を当該年度の本部役員会で審査し、適切と認められる場合は、速やかに各種目委員会に交付する。

2. 収支に不足が生じた場合は、交付金報告書にその旨がわかるように記載し、不足分を申請することができる。その場合は、次の本部役員会等で審査し、適切と認めるときは予算の範囲内で交付する。

3. 第6条に規定する実施報告において、交付金に余剰金が生じた場合には、本部に返納するものとする。

(対象経費)

第4条 交付金の対象経費は、次のものとする。

- (1) 報償費（講師等への謝礼金）
- (2) 講師等の旅費
- (3) 使用料及び賃借料
- (4) 役務費（通信運搬費、保険料等）
- (5) 需用費（消耗品費、印刷費、燃料費、食料費等【ただし、懇親会費等は除く】）

(交付申請)

第5条 各種目委員会は、交付金交付申請書（様式A）及び交付金事業計画書（様式B）を原則団登録終了後（4月上旬）本部に提出しなければならない。

(実施報告)

第6条 各種目委員会は、全ての事業終了後、原則2週間以内に、交付金実施報告書（様式C）及び領収書の写しを提出しなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、交付金に関するその他の必要事項は、本部長が別に定める。

附則

この要綱は、平成24年4月19日から施行する。

ただし、第3条に係る補助金額は、前年度の実績を考慮し、本部役員会で決定する。

平成30年 4月 5日 一部改正